【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年６月30日
【会社名】	アマノ株式会社
【英訳名】	Amano Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　中　島　　泉
【本店の所在の場所】	横浜市港北区大豆戸町275番地
【電話番号】	(045)401－1441番
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経営企画本部長　　井　原　邦　弘
【最寄りの連絡場所】	横浜市港北区大豆戸町275番地
【電話番号】	(045)401－1441番
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経営企画本部長　　井　原　邦　弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

当社は、平成28年６月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年６月29日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

１株につき金28円 総額2,144,512,160円

ロ 効力発生日

平成28年６月30日

第２号議案 定款一部変更の件

(1)インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続合理化のため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定める。

(2)インターネットの普及を考慮し、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう変更案第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設する。

(3)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、会社法条文の項数に変更があったため、変更案第35条第３項に所要の変更を行う。

(4)取締役及び執行役員などの幅広い人材から当社において最適な経営体制の機動的な構築を可能とするために現行定款第21条第２項の変更を行う。

また、上記（2）の条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行う。

第３号議案 取締役２名選任の件

取締役として、小堀健司及び井原邦弘の各氏を選任する。

第４号議案 監査役１名選任の件

監査役として、上野亨氏を選任する。

第５号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

新たに、当社の取締役および執行役員（社外取締役、国外居住者を除く。以下、「取締役等」という。） を対象に業績連動型の株式報酬制度の導入を行い、対象会社が拠出する金員の上限を３事業年度を対象として450百万円（うち当社分405百万円）、取締役等に付与される１年あたりのポイントの上限を88,000ポイント（うち当社分80,000ポイント）と定める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第１号議案 剰余金処分の件	664,490	4,517	51	(注) 1	可決　98.51
第２号議案 定款一部変更の件	668,197	809	51	(注) 2	可決　99.06
第３号議案 取締役２名選任の件					
小堀　健司	667,886	1,120	51	(注) 3	可決　99.01
井原　邦弘	667,885	1,121	51		可決　99.01
第４号議案 監査役１名選任の件				(注) 3	
上野　亨	658,565	10,439	51		可決　97.63
第５号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件	668,271	736	51	(注) 1	可決　99.07

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
４．棄権個数には無効を含む。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。